

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和4年1月6日(木)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後2時27分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 佐藤 浩	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	千葉局長補佐兼議事係長			
出席説明員	総務部長ほか2名 まちづくり推進部長ほか2名			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 ・公の施設の使用料見直しについて ・スポーツ施設条例等の一部改正について			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和4年1月6日

(開会 午後1時30分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。
全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。
本日の会議には総務部長の出席を求めました。
また、本日の調査項目にスポーツ施設条例等の一部改正についてを追加し、説明のためまちづくり推進部長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通じてまちづくり推進部長の出席を求めることにいたします。
本日の案件は、所管事務調査であります。
本日の流れについて説明いたします。
まず、(1) 公の施設の使用料見直しについては、さきの委員会で説明をいただいておりますが、パブリックコメントを受けてのその後の状況について総務部長から説明をいただきます。
次に、(2) スポーツ施設条例等の一部改正について、これにつきましてはまちづくり推進部長から説明をいただきます。
その後に、委員の皆さんから会派で協議いただいた内容について発表していただき、最後に全体で意見交換を行います。
初めに、公の施設の使用料見直しについてを議題といたします。
説明をお願いいたします。
鈴木総務部長。

総務部長 : 公の施設の使用料の見直しにつきましては、昨年12月3日に総務常任委員会の皆さんに案を御説明したところでございます。
その後、12月6日から12月20日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。
本日は、そのパブリックコメントでいただいた意見の概要を説明させていただきます。

ます。

なお、この意見を受けての対応につきましては現在検討中でありまして、本日はいただいた意見の説明のみとさせていただきます。

それでは、説明につきましては佐藤次長兼財政課長から行います。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：それでは説明をさせていただきます。

資料は、公共施設の使用料の見直し案に対するパブリックコメントの概要という資料をごらんいただきたいと思います。

パブリックコメントでございますけれども、先ほど部長が申し上げましたとおり、実施期間は今年の12月6日から12月20日までの間です。

いただいた意見は20人からで、意見の数としては39件という状況になってございます。

こちらの資料になりますけれども、いただいた意見を大分類で、大きく4つの項目、それから中分類、小分類と分けた表になってございますので、こちらで説明をさせていただきます。

見直し全般に関する意見として、①は、妥当とする意見、見直しはやむを得ない、大幅な見直しがないので支障がないというような意見をいただいております。

3件ほど記載しておりますが、重複する意見もございました。

全体では8件ございましたが、まとめまして3件を記載してございます。

②として、反対の意見ということで、コロナ禍の状況も踏まえて利用者をふやすことが先決だと、また施設の老朽化が進み利用者は不便を感じていることから、使用料については据え置きを通すべきではないかということや、使用料の改定により事業の活動に影響が出てくると考えるというような意見を頂戴してございます。

③になります。見直し手法に関する意見ということで、こちらは使用料の設定に関して6件の意見を頂戴してございます。

内容といたしましては、見直しの案につきまして、表現、意味がわかりづらい、具体的な例が必要ではないかというような御意見をいただいておりますし、使用料の見直しにより利用の抑制になりかねない、見直しの幅を抑えてほしいというような御意見や施設の老朽化とか経過年数などを踏まえた設定になっていないということにも疑問を感じるというような御意見もございました。

また、統一した考えではなく利用人数や時間等を加味してほしいなどの御意見を頂戴したところでございます。

④になります。見直し手法に関する意見の中で、こちらは割引、減免の関係での御意見をいただいたものが3件ございます。

割引の中で、高校生の割引などについては幅を持たせている表現をしているところがございました。

そちらについて、確定値として幾らというように明示したほうがわかりいいというようなことで、確定値とすべきではないかというような御意見もいただいておりますし、未就学児と小中学生から使用料を徴する理由と目的が知りたいというような御意見の内容でございました。

⑤になりますけれども、見直し手法に関する意見ということで、市外利用者の割り増しということで意見を頂戴してございます。

こちら4件であります。

こちらは、施設利用の申し込みをインターネットで行う際、先着順となってしまうので、市外の方の利用に伴い市内の団体が利用できないなど、経験されたという御意見だと思いますけれども、そのようなことを踏まえて市外利用者の割り増しを検討して、市内の団体が優先的に利用できるようにしたほうがいいのではないかというような御意見も頂戴したところでございます。

続きまして、2ページになります。

⑥といたしまして、見直し手法に関する意見（営利等での利用の割り増し）ということで、営利利用については割り増し料金ということで案を作成してございますが、この営利という解釈が不明なところがあるので明確にさせていただきたいというような御意見も頂戴しているところでございます。

大分類の2つ目、個別施設に関する意見ということでいただいております。

こちらは個別施設でございますが、東山多目的グラウンド、川崎運動広場グラウンド、田河津市民センター体育館、中里市民センターの陶芸窯、東山テニスコートなどにつきまして、お手元の資料のとおり、それぞれの施設について御意見を頂戴したところでございます。

大分類の3つ目になります。

使用料の減免に関する意見でございます。

社会教育団体や高齢者の団体の減免が必要、減免すべきであるという御意見や支援の一環として使用料の減免を積極的に取り入れていくべきではないかというような御意見をいただいたところでございます。

大分類の4つ目、施設利用に関する意見という部分では御意見はございませんでした。

5つ目のその他、要望等でございます。

こちらは4件ありました。

使用料の設定の考え方で、特別使用料の放送設備の部分については徴収すべきではないという御意見でございます。

その他の3つにつきましては、施設の利用などの視点での御意見でございますので、こちらについては御意見として承りたいと思っております。

パブリックコメントの概要については以上のような内容となります。

こちらの意見と、本日の意見を踏まえまして、見直しの最終的な案を作成いたしまして、2月通常会議に使用料の見直しということで、数が多いということもござ

いますので、一括の条例というような形で御提案をさせていただきたいと現在考えているところでございます。

また、今回の見直しの案にはございませんが、このほかに千厩地域の酒のくら交流施設においても同様の内容で見直しを進めたいということで、現在検討しているというお話もでございますので、本日は、内容についてはちょっと御説明できないところでございますが、報告だけさせていただきたいと考えてございます。

パブリックコメントをいただいた方に対する市の考え方につきましては、今後、これからどのような対応をするか検討した上で、ホームページなどで御意見に対する市の考え方というものをお知らせしていきたいと考えてございます。

パブリックコメントの概要の説明については以上となります。

よろしくお願いたします。

委員長：ただいまの説明に対して質疑を行います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：パブリックコメントということでまとめたということですが、前段部長の説明の中で、これらを踏まえてまずどのようにするか検討をしている最中だということだけれども、端的に言って、出てきた意見、反対意見とか使用料に関する意見に対して、そういったパブリックコメント、そういったものがあるということで、それを検討する姿勢にはあるのですか。

当局として、その辺はどのように考えているか伺います。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：御意見をいただくためにパブリックコメントを実施しておりますので、いただいた御意見につきましては検討をいたします。

ただ、その検討の結果どのようになるか、最終的にそれを意見のとおり、あるいは意見の方向で変えるというような場合もあるかと思ひますし、または御意見として承るのみとなる場合もあるかと思ひます。

いずれ、御意見をいただいて検討するためにパブリックコメントを実施しているものでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：それでは、このコメントに関しては、その方を特定できるようなコメントの取り扱いになるのか伺ひます。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：提出者については、匿名の方もいらっしゃいますけれども基本的には把握できるような格好になっています。

ただ、回答につきましては直接その方への回答ではなくて、ホームページ等で出された方の名前などは伏せた格好で、それに対する回答となります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：直接本人に回答するのではなくて、あくまでもホームページ等でこういった意見に対しては、このように考えていますということをインターネット上で回答するということですか。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：そのとおりでございます。

パブリックコメントを実施する際に、そのような格好で報告するというを示した上で実施しているところでございます。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：ありませんので、説明に対する質疑を終わります。

次に、(2)のスポーツ施設条例等の一部改正についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。

森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：それでは、私から説明申し上げます。

まず、今回、このスポーツ施設条例の一部改正について改正しようとする経過についてお話しをさせていただきます。

今回の公の施設の使用料の見直しの検討に当たりまして、スポーツ施設の指定管理者であります一関市体育協会と協議していく中で、使用料の見直しのほかに施設の利用状況などから施設の利用期間、利用時間、そして休日の変更についての提案があったところであります。

この提案を受けて、各施設の現在の利用状況や管理面での状況、それから他市の状況などにより検討した結果、ただいま申し上げました利用時間などについて変更をしようとする事として、一関市スポーツ施設条例及び一関市産業文化体育施設、これはアイドームのことでございますが、この条例の一部改正を行おうとするもの

でございます。

資料の説明につきましては、スポーツ振興課長から説明させていただきます。

委員長：伊東スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：それでは私から資料の説明をいたします。

まず、先ほど部長からお話がありましたが、一関市体育協会と協議していく中でいただいた提案は3項目でございます。

まず1つ目は利用期間についてでございます。

花泉運動公園野球場ですけれども、他の地域の野球場より雪解けが早いために、利用者の要望に応えまして利用期間を1週間程度早めてきております。

このことから、利用期間を他の球場より1週間程度早めまして、3月16日から3月第1週の土曜日にしてはどうかという提案でございました。

2つ目の提案は、施設の利用時間についてでございます。

屋外スポーツ施設、テニスコート、野球場、多目的グラウンド、サッカーラグビー場について、現在午前5時からとなっておりますが、その時間からの利用がほとんどないということで午前6時からとしてはどうかという提案でございます。

3つ目は休日についての提案です。

体育館、武道館の休日につきまして、大半の施設は月曜日が休館となっていることから、市民の利用、利便性の向上のために、休日を変更し、毎日市内で利用できる施設があるようにしてはどうかという提案を頂戴したところであります。

条例の一部改正案についてですが、これらの提案を受けまして、資料1、2ページのとおりに改正したいと考えております。

資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

利用期間でございますが、花泉運動公園野球場につきましては、資料を3ページに対象施設の利用状況等をまとめておまして、①利用開始日一覧でございますが、花泉運動公園野球場は平成29年度は3月8日開始といったように3月上旬から開始をしておりますので、提案のとおりに3月第1週の土曜日に改正したいと考えております。

資料1ページにお戻りいただきたいと思っております。

検討の中で、萩荘サッカー場の利用期間についても検討しまして、冬期間の利用がほとんどないということから、冬期間を休止したいというように考えております。

現行では、年末年始だけが利用できない期間でしたけれども、冬期間休止をしたと考えております。

次に、利用時間でございます。

資料1ページの中段の利用時間の表をごらんいただきたいと思っております。

テニスコート、多目的グラウンド、サッカーラグビー場は、3ページの②屋外スポーツ施設の利用状況（時間帯別）ということで、これまで過去3年の利用実績を

まとめておりますが、午前5時から午前6時までの利用がほとんどないということから、提案のとおり午前6時からとしたいと考えております。

なお、体育協会からは野球場についても午前6時からの利用時間にしてはどうかという提案もございましたが、朝野球大会での使用があるということでこちらは変更しないということとしたいと考えております。

次に、休日の変更でございます。

資料の2ページ、休日の①休日を追加する施設についてでございます。

現在、他の屋内施設と休日が違って開館しております千厩体育館、千厩武道館、藤沢体育館、藤沢スポーツプラザでございますが、資料3ページの③に月曜日の利用状況についてまとめたところでございます。

1日あたり1件もしくは2件となっていること、それから、週に一度、施設のメンテナンスを行う必要があると伺ったところでありまして、この4館につきましては毎週月曜日に変更したいと考えております。

同じく、資料の2ページの②休日を変更する施設でございます。

体育館、武道館の休日につきまして、大半の施設は月曜日となっていることから、毎日利用できる施設があるように休日を変更するものでございます。

表の網掛け部分になりますが、大規模な大会が行われる一関市総合体育館、東山総合体育館については、大会が月曜日まで行われることもあることから、毎週火曜日に変更し一関市総合体育館と一体的な管理を行っております東口体育館、一関市産業教養文化体育施設アイドーム、それから東山総合体育館と一体的な管理を行っている東山農村勤労福祉センターも毎週火曜日に変更をしたいと思っております。

さらに、室根体育館と一関武道館につきましては、隣接地域の休館日を考慮いたしまして毎週火曜日に変更したいと考えております。

なお、この休日の変更につきましては、一関市体育協会ともう少し調整をしなければならないところがありますので、変更する場合がありますので、現時点での案となります。

これらの改正に関しまして、令和5年4月1日を施行期日としたいというように考えております。

次に、パブリックコメントの実施についてでございますが、資料の4ページ、5ページをごらんいただきたいと思っております。

これらの一部改正につきまして、市民の皆様から意見を頂戴するというので、2の意見募集期間でございますが、あすの1月7日から1月21日までといたしまして、3に掲げる閲覧場所に資料を配架し市ホームページへも掲載を行います。

4の意見提出方法、5の意見の公表については説明を省略いたします。

最後に今後のスケジュールについてでございます。

本日とあすにかけまして、各競技団体、地区の体育協会の皆様との懇談会を開催し、御意見をいただきたいと思っております。

それから、先ほど御説明したとおり1月21日までパブリックコメントをいたし

ます。

その後、修正箇所等のある場合は検討して所要の修正を行い、2月の通常会議に条例案を提案したいと考えております。

なお、このスポーツ施設条例とアイドームの条例につきましては、先ほど財政課長が申しあげました使用料の一括の条例からは別提案で、休日の変更や利用時間、利用期間の変更とあわせて提案をしたいということで今考えているところでございます。

説明は、以上でございます。

委員長：それでは、スポーツ施設条例等の一部改正についての説明に対する質疑をお願いしたいと思います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今、最後に話のあった使用料について、具体的にいつごろ出せるのですか。

委員長：伊東スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：ちょっと説明がうまくなかったかもしれません。

使用料の部分につきましては、既に使用料のパブリックコメントの中に入れておりまして、そこで案をお示しして御意見を頂戴しました。

今回は、本日説明した部分は、それ以外の条例改正の部分でございますので、あわせて改正条例として出したいということで考えております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：確認ですが、使用料については、改めて案をつくるわけではなくて、先ほどの総務部の説明に入っているということですか。

委員長：伊東スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：そのとおりでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：利用時間の変更の午前5時から午前6時という案ですが、これは端的に1時間おくらせるということは、人の配置も1時間おくらせるというような考え方になるわけですか。

委員長　：伊東スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：そのとおりでございます。

なお、そうは言いながら、大きな大会では朝早くから練習をしなければならないといったような状況もございまして、その部分については現在も対応をいただいておりますので、そういった場合は午前6時からであっても朝早い時間の対応はお願いするというところで協議しております。

委員長　：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：私は一番多いのはテニスコートの利用だと思っているのだけれども、早朝練習をしている方が多いのだけれども、各テニスコートにそれぞれ1名なり何なり職員を配置していると思うのですけれども、その人件費はけっこうの額になっているのですか。

委員長　：伊東スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：実際には利用予約をいただいて、予約のある日に職員が行って開錠してコートの整備をするといったような対応をしておりますので、利用者がいなくても毎日午前5時から職員を張りつけているものではございませんので、この利用状況をまとめてみましたが、そんなには多くの人件費がかかっていないというように思っております。

委員長　：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：花泉運動公園野球場ですが、改正案が3月第1週の土曜日から11月30日となっているけれども、最近幅広く、2月末ぐらいから使えるときもあるのです。12月でも十分使えるのです。

川崎運動広場は12月まで使っていますから、この案はこれでいいのですが、使えるような状況であれば使用できるというような、ただし書きのようなものを入れて、利用の利便性を図ったほうがいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

委員長　：伊東スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：条例案の検討の中で考えてみたいと思います。
ありがとうございます。

委員長　：武田委員。

武田委員：施設の朝の時間を、今の御説明ですと、特段その1時間繰り下げたから、そこで人件費が削減できるとかという問題ではないということと、大きな大会の時にはそういう条例があっても柔軟に対応するという、ちょっとわかりづらいということがありますね。

それから、私どもなどが勤めていた時には、朝の勤めに行く前にそうした施設を利用させてもらったという経過もありました。

そういうことからすると、特段、時間を午前5時から午前6時にするというところの大きなメリットというのは何でしょうか。

委員長：伊東スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：規定午前5時から利用できることになっているのが午前6時ということになりますと、やはり利用する側の意識として基本的に午前6時からなのだということになりますので、午前5時から、朝早く大会等で使わせていただく場合は例外的な扱いだということになると思っております。

体育協会と協議していく中では、利用は少ないとは言いながらも、やはり午前5時から利用される方も、その特例的な扱いではなくて、常時使いたいという方も若干いらっしゃるということです。その部分の手配が楽になるといいますか、経費がかからなくなるといったようなことはあるかと思っておりました。

委員長：武田委員。

武田委員：いずれ、施設を直接管理していただいている、あるいは電話口で対応していただく方々の統一見解がなかなかなかったりするときがあると感じるところがあります。

それから、さらに施設を直接管理している、ただいまのはスポーツ施設ですけれども、合わせて話をさせて大変恐縮ですが、屋内のものだったりすると、何時までというようにお願いをしていると、その何時という時にはもう玄関口を出て行ってくださいと。

ですから、次の予約とか、ちょっとした話をするともなかなか厳しい状況で、追われるように出てこなければならないというようなお話しもあったりということで、何を申し上げたいかという、対応するその方々の考え方に些少の違いがあったりして、使うほうにあってはちょっと気分的に厳しい思いになったりということもあります。

ですから、やはりその午前5時からのところと午前6時からのところというのは、その決め方をする方の考え方というものがどこまで浸透してきちんと市民に伝わるかということところが難しいので、そこを決めるときには重々配慮していただければ

というように思います。

委員長：伊東スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：そういうことが起きているのだらうと思いますので、一関市体育協会ともよく協議してまいりたいと思います。
ありがとうございます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：この時間を変えたという意味合いが何なのか、要は午前5時でもいいよということをつくってしまうということは、どうしてそのときはよくて私はだめなのだということが出てくるので、どこが最初なのかとすることを定義づけするためにも、やはりここは午前5時のままにして利用が午前6時になるかもしれない、その意味合いがはっきりわかるように、努めてもらうというかやっていくのが本来なのだと思う。

例えば午前4時から開けてほしいといったものに対応するのかどうか、そういうことも含めて、やはりこの線引きをきちんとするのであれば、そこも踏まえて検討してもらえればと思います。

よろしくお願いします。

委員長：伊東スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：いろいろ検討する中で考えていきたいと思います。
ありがとうございました。

委員長：武田委員。

武田委員：使用料の見直しのことについてですけれども、やはりこのパブリックコメントにもあったような気がします、施設の大小がありますよね。

同じ体育館でも、この程度の体育館だったり、3倍も4倍もあつたり、そのような状況の中で、近くにそこしかなければ、ということもあるのでしょうかけれども、若干その大小について差異をつけるというのは当たり前ではないか、どちらかと言うと小さなところを借りたときは若干利用料が安くてもいいのではないかというように思います。

委員長：今は説明を聞いた内容の質疑で、説明と説明に対する質疑が終わった後に全体の質疑を行う予定ですので、そのときをお願いします。

ほかにスポーツ施設条例等の一部改正についての説明に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ありませんので、今説明いただきました内容の質疑につきましてはこれで終わります。

引き続きまして、使用料見直しについて、会派等で協議をいただいた内容について発表をお願いいたします。

清和会、佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員 : 我が会派では、それぞれの所属の部分、地域の部分について検討をお願いしましたけれども、特に意見等は出てきませんでしたので、一応案については了解されたと思っております。

委員長 : 一関みらい、佐藤幸淑委員。

佐藤(幸)委員 : 一関みらいもそれぞれの地域での検討をお願いしました。

地域の話の中では出てきませんでした。

ただ1つだけ、全体を通して、使用料の改定案の幅について上限が1000円という表現があったのですけれども、なぜ1000円なのかという疑問が出ましたのでお尋ねします。

委員長 : 佐藤財政課長。

財政課長 : 今回の使用料の見直しにつきましては、基本的な部分については前回お話しをしたところではありますが、その中で料金設計をする際に、近隣他市との均衡が図られていることというようなこともひとつの視点として考えてございました。

そういう中で、他市と比較した中で、それ以上にならないところが1000円というようなことで、他市とのバランスという点で見ればいいのかというところで設定させていただいたものでございます。

委員長 : 輝郷会、千葉幸男委員。

千葉(幸)委員 : 特にありません。

委員長 : 日本共産党一関市議団、千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私の会派からは、指定管理を受けるに当たっての裁量というものが本当にどこまで持てるのか、要はその地域によって、子供に重点を置きたい、若者に重点を置きたいと言った中で、その利用をどこまで免除できるのかとか、もらった補助金でどこまで使えるのかということをやはりきちんと明確にしてもらおう、そういう境をどこまでできるのかということを確認にしてもらいたいと。

パブリックコメントの中にもありましたけれども、やはり地域性があるので、指定管理を受けるに当たっての意味合いも含めて検討するべきではないかという話が出ました。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：指定管理施設における使用料ということでございますけれども、こちらにつきましては、この市で定める条例での使用料が上限ということで指定管理者の裁量で決定できると、ただその際には承認を得た上でということになっておりますので、今の制度上必ずこの料金でやらなければならないというような縛りがかかっているという状況ではないということでもあります。

ただ、使用料を減免した場合に、その指定管理者における収入が減少するということもあるかと思っておりますので、その辺の兼ね合いが出てくるのかなと思っております。

当然、市では規定をした使用料の実績でどの程度この施設では使用料が見込まれるのかという部分については、今、使用料は直接指定管理者の収入になってございますので、それら必要な経費から使用料を引いた部分について、指定管理料ということでお支払いをしているというのが、ざっくり言った考え方でございますので、その使用料が減少した際には、指定管理者の負担が若干ふえる可能性があるということもあるということです。

補足ですが、今回使用料ということで、言葉の話ですが、施設で市が直接受けると使用料、指定管理者が受けると利用料という、ちょっと言葉が変わってまいります。

そのような使い方をさせていただく場面もございますので、御理解をいただければと思います。

委員長：一関市議会公明党、小岩委員。

小岩委員：使用料の見直しについては特に意見はありませんでした。

委員長：武田委員、先ほどの意見をお願いします。

武田委員：まず、実際に、使用料の見直しについては妥当ではないかというように思います。

やはり前から申し上げているように、お金をいただくのですから最低限のそれに適応した施設の整備、修繕、そういったものには、滞りなく計画を立ててやっていただきたいと思います。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：先ほど、武田委員から体育施設の面積に応じた使用料というものが必要ではないかということでの御質問だったかと思えますけれども、今回の使用料の見直しにつきましては、体育館や体育館がメインの施設につきましては200平米ごとに料金を設定するという案にしておりますので、面積が大きい施設については面積が狭い施設よりは料金とすれば上がるというような設定をしております。

また、施設の維持管理という視点での御意見も頂戴いたしましたが、これらにつきましては、施設保有の見直しというような別な課題もございますので、そちらと並行しながら進めていく必要があるのかなというように考えてございます。

委員長：それでは、委員の皆さんから各会派の検討結果の報告と質疑がありました。

当局から回答もいただきましたので、以上で質疑を終わります。

これに関連して、そのほか皆さんから質疑はありませんか。

佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員：今回の見直しということではないのですが、公共施設ということで、市が所有する施設における受動喫煙対策方針が出されていますよね。

これによって、所管課が、受動喫煙の防止に関することは健康づくり課、それから市の所有する施設に関しては財政課管財係ということで、この受動喫煙の方針が出されているのだけれども、これは平成30年に出された中身だけれども、この施設は受動喫煙対策ということで全面禁止している方針なのですが、聞きたいのは、それらに対する市民から何らかのアクションなり問い合わせを受けたことはありませんか、要は喫煙所をつくってほしいという話はありませんか。

スポーツ施設もあわせてです。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：ちょっと特に資料を持ってこなかったのですが、もしかしたら用語が違うのかもしれませんが、直接市民の方から、個人の方から喫煙施設をつくってほしいというようなお話は直接上がってきていないところでございます。

ただ、正式名称がちょっと今うる覚えなのですが、たばこ販売協同組合から、一関支部と千厩支部、それから岩手県の本部といいますか連合会のようなところがあるので、そちらのほうから、そのような公共的な喫煙場所をつくってほ

しいというような、あとは既にあるところがあれば、それはきちんとメンテナンスをしてほしいというような要望が昨年あったところでございます。

喫煙場所をつかってほしいというのは昨年初めてありましたし、その以前から、一関支部と千厩支部のたばこ販売協同組合からは適切な分煙といいますか、そのようなことをしてほしいというような要望は前からいただいていたところでございます。

市税にも大きな貢献をしている市たばこ税というものもございまして、その用途の一つとして、そのようなものも分煙なりあるいは喫煙、公共的な喫煙所を整備するなり、そのようなことをしてほしいというような要望があったところでございます。

その要望時の回答としましては、現在、公共的な喫煙所というのは市ではつくっていないところでありまして、今のところはそのような検討はしていないというような答弁をしているところであります。

委員長：伊東スポーツ振興課長。

スポーツ振興課長：直接住民の方から当課のほうに喫煙所についての御要望というのは、承ったことは今のところはないところでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今回の使用料の見直し、条例の一部改正ということに市民の方々、利用しているの方々として、要望が、実際はスポーツ施設の中で実態は敷地内で吸っているのですよ。

隠れて吸っている状況にあるので、それを幾ら管理者が注意しても、自分の車の中とか建物の脇で、敷地内だから本来は喫煙できないのだけれども喫煙しているのが実情です。

実際、対策方針だと一切だめだという方針になっているので、それを、だめだよではなくて、ここだったらいいよという形に見直しをするような検討をぜひやってもらいたいと思います。

今、使用料の見直しで料金を上げると言っている中で、使うほうでもこのような要望が実際にありますので、それらもあわせて御検討いただければありがたいと思います。

施設に聞いていただければ、間違いなくそういう状況にあるので、できるのであれば、この方針の見直し、ただし書きでも何でもいいから、そういった喫煙場所、例えば大きな施設で言うと一関運動公園は火葬場の坂から奥は全部禁煙なのです。

あの広大の中で、喫煙場所が1つもないということになると、実際には市道まで出てこなければ吸えないという状況の中で、利用者が隠れて吸っているという状況

です。

その辺の見直しをあわせて御検討いただければありがたいと思います。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：ただいまの委員のお話しですが、実際に法律で第1種施設と第2種施設があるのですけれども、公の施設はほとんど第1種施設でございまして、市民の方がたくさん訪れる施設というものにつきましては、敷地内が全面禁煙だというのがまず原則でございます。

例外なのが、煙が全く他に漏れないような施設をつくれれば、その中では喫煙が可能だというようなところございまして、そうしますとの換気施設というようなのを整備する必要があるのですが、それがあ程度、整備費用がかかるということで、現時点では考えていないところでありました。

例えば、市役所でも敷地内で何かそのような施設をつくれないうこととも考えたのですが、唯一考えられるのは屋上のみということですが、議会の本会議のほうでも答弁したかと思えますけれども、屋上ですと施設管理上の問題や危険の問題がございまして、なかなかできないというところございまして、他の公の施設についても同様の状況であるということです。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：ここで結論は出ないと思いますが、いずれ今部長が説明したとおり、きちんと囲って喫煙できる状態であれば、それを設置すればいいよということになっているのだけれども、要はお金がかかると、設置する費用がかかるから全部禁煙にしましょうという発想だったと思うのです、当時つくったときは。

一関市体育協会のほうでも、その話は出たけれども、全部にそのようなものがあればいいけれども、あっちにあってこっちにないというわけにはいかないから、全部そういった施設はつくらないということになったと思うのだけれども、実際にそういったものを要望している競技団体が多いので、囲ってやれば隠れて吸うこともないと思うので何とかならないのかと、いずれ例えばJTでもその辺の協力をするというような話もあると聞いているので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

委員長：鈴木総務部長。

総務部長：今お話しのありました、ただ囲ってあればいいのではないかとということで、昔はそれでもよかったのですけれども、今は一般の市民の方が通るところに煙が流れるのはだめだということですので、それを市が助長するような、ただ囲いをするというのはちょっと難しいかと思えます。

いずれ、その付近を通る人にも、たばこの煙の害が及ばないようにする必要がありますので、それについては相当のお金がかかるということでございます。

ただ、昨年御要望をいただきました公共喫煙所などにつきまして、要望の際にはお答えしましたが、全国的には、そのようなものを地方自治体がつくっているという例もあるようでございますので、そのような事例を研究していくというような答弁はしたところでございます。

委員長 : そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ありませんので、以上で公の施設の使用料見直しについて及びスポーツ施設条例等の一部改正についての調査を終了いたします。

当局の皆さんにはお忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

以上で、本日予定した案件を終わります。

そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 次回の委員会は1月26日午後1時30分から所管事務調査を行います。

開催通知は、後日発送します。

内容につきましては、婚活事業の見直し、協働推進基本計画、消防団員の処遇改善の3件です。

これらの審査に当たり、当局からまちづくり推進部長、消防長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、まちづくり推進部長、消防長の出席を求めることといたします。

委員から出された項目につきましては、全て当局の説明は終わっていますので、改めてまた意見交換を行いたい、ある程度まとめに入りたいと思いますけれども、それは26日以降に予定したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

大変御苦勞さまでした。

(閉会 午後2時27分)